千葉市特別支援学校等の臨時休業に伴う

放課後等デイサービス支援等事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、令和２年２月27 日に示された小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への一斉臨時休業の要請（以下「臨時休業」という。）に伴い、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で１人で過ごすことができない児童がいる世帯において放課後等デイサービスの利用が増加することが考えられることから、障害福祉サービス等報酬（以下「報酬」という。）の増加による利用者負担の増加額等（以下「利用者負担の増加額等」という。）について助成する事業を実施することにより、福祉の増進に資することを目的とする。

（対象者）

第２条　この要綱により利用者負担の増加額等の助成を受けることができる者は、本市が障害児通所支援給付費の支給決定（以下「支給決定」という。）を行った児童の保護者（以下「支給決定保護者」という。）であって、令和２年４月１日から地域内の全ての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、臨時休業及び分散登校や短縮日課等の実施が終了し、通常授業に戻ったと本市が定める日までの間に、次の各号の一に該当するものとする。

（１）本来は放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）に児童を通所させてサービスを行うところ、特別支援学校等が臨時休業する中で、新型コロナウイルスの感染防止対策等のため、サービス提供事業所が電話等による代替的な方法で提供するサービスを利用したと本市が認めた場合

（２）臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童であって、臨時休業に伴い令和２年３月当初の利用予定日数又は臨時休業が終了した後に想定される利用予定日数より多くのサービスを利用したと本市が認めたものについて、利用の増に伴い支給決定保護者に対して事業所が請求する請求総額のうち利用者負担の増加額が発生する場合

新型コロナウイルス感染症防止対策の推進の一環として、支給量の増減に係る手続きを自治体裁量により省略できることとされており、本号はこの特例を用いて支給決定日数より多くのサービスを利用した場合を想定しているが、手続きを省略することなく支給日数を増やした場合や、従前から支給決定より少ない日数のみ利用していた児童が支給決定日数の範囲内でサービス利用を増やした場合についても、同様に従前との差額について助成対象とする。

なお、臨時休業に伴う発生したサービスの増を助成対象としていることから、対象となる利用日は平日であることを想定しているが、サービス利用の態様は多様であることから、本市が臨時休業に伴うものと認める場合には、休日の利用分も対象とする。

（３）臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童について、放課後等デイサービスの基本報酬単価が授業終了後の単価から学校休業日単価に切り替わることにより、支給決定保護者に対して事業所が請求する請求総額のうち利用者負担の増加額が発生する場合

（４）臨時休業に伴って営業時間前の支援時間が増加した児童について、当該営業時間前の支援により算定した児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表第３の10に定める延長支援加算（以下「延長支援加算」という。）の算定単位数が臨時休業開始前より増加したと本市が認め、事業所が支給決定保護者に対して利用料を請求する場合であって、利用者負担の増加額が発生する場合

２　前項で定める日以降、再度、新型コロナウイルスの影響で、特別支援学校等が臨時休業等となるような状況が生じた場合において、前項各号に該当する者についても助成を受けることができるものとする。

３　前項の規定にかかわらず、助成を受けることのできる期間は、令和３年３月３１日までとする。

（助成の範囲及び方法）

第３条　この要綱による利用者負担の増加額等の助成（以下「助成」という。）は、別紙の計算表（別紙１）に基づき算出した額について行うものとする。

２　助成は、事業所が支給決定保護者に対して、第１項に定める助成額を徴収しないことによって、利用者負担額を軽減することで行い、事業所は、助成額について市長に請求することとする。

３　前項の規定にかかわらず、事業所がやむを得ない事情により、支給決定保護者から児童福祉法施行令第24条及び第27条の２に基づく一部負担金全額を徴収した場合は、支給決定保護者からの申請を受け、助成を行うものとする。

（請求及び申請方法）

第４条　事業所は、千葉市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業助成額請求書（様式第１号）及び利用者請求額及び補助申請額管理結果票（様式第５号）又は利用者請求額及び補助申請額管理結果票（複数児童用）（様式第５号の２）を添付して市長に提出しなければならない。

２　前条第４項に規定する助成を受ける支給決定保護者（以下「申請者」という。）は、千葉市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業による利用者負担の増加額助成申請書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

（助成の決定及び助成金の交付）

第５条　市長は、前条の請求及び申請があったときは、助成の可否の判定を行った上、助成の決定をしたときは千葉市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業助成額決定通知書（様式第３号）により、助成の対象に該当しないと決定したときは千葉市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業助成額非該当通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の千葉市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業助成額決定通知書（様式第３号）により助成の決定を通知したときは、申請者の指定した金融機関の口座に振り込むことにより、助成金を交付するものとする。

（助成費の返還）

第６条　市長は、不実の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対して、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附　則

　この要綱は、令和２年７月１３日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、令和２年８月６日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、令和２年９月２８日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、令和３年３月１１日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

第3条第1項別紙1

